

## 第4章 国立大学法人小樽商科大学大学評価実施規程等について

本学では、教育水準の向上と研究活動の活性化を図り、かつ、本学の理念及び社会的使命の達成を積極的に推進することを目的に、次のとおり国立大学法人小樽商科大学大学評価実施規程（以下「規程」という。）を定めております。

規程第11条に定める自己評価の実施事項に係る評価項目は、社会の変化に対応させて柔軟に取り組むことが可能となるよう「自己点検・評価の実施事項及び評価項目」の解釈として示しております。

### 国立大学法人小樽商科大学大学評価実施規程

（平成13年7月25日制定）

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）における教育研究活動等の状況について自ら行う点検及び評価に基づく大学評価に関わる業務を行うことにより、教育水準の向上と研究活動の活性化を図り、かつ、本学の理念及び社会的使命の達成を積極的に推進することを目的とする。

（大学評価の種類）

第2条 前条の大学評価の種類は、次のとおりとする。

- (1) 自己評価（本学が自ら行う点検及び評価をいう。）
- (2) 外部評価（自己評価の結果について本学の職員以外の者が行う検証をいう。）
- (3) 認証評価（認証評価機関が行う評価をいう。）

（委員会等）

第3条 本学に、次の各号に掲げる事項を審議するため、小樽商科大学大学評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 自己評価及び外部評価の基本方針並びに実施基準等の策定に関すること。
- (2) 外部評価を行う者の選考に関すること。
- (3) 認証評価への対応に関すること。
- (4) 自己評価及び外部評価に関する報告書の作成並びに公表に関すること。
- (5) その他大学評価に関する必要な事項

（組織等）

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長 2名
- (2) 事務局長
- (3) 各学科及びアントレプレナーシップ専攻から選出された教員 7名
- (4) 経営協議会の学長指名委員のうちから選出された教員 1名

(委員の任期)

第5条 前条第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、1年ごとにその半数を改選する。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第3号又は第4号に規定する委員のうちから選出する。

2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、専門的事項を審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(自己評価の実施組織)

第10条 自己評価の実施組織は、各学科及びアントレプレナーシップ専攻、事務局、附属図書館及び各種委員会等の学内組織(以下「自己評価実施主体」という。)とする。

(自己評価の実施事項)

第11条 自己評価の実施事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大学の目的に関すること
- (2) 教育研究組織(実施体制)に関すること
- (3) 教育に関すること
- (4) 学生支援に関すること
- (5) 研究に関すること
- (6) 社会との連携、国際交流等の推進に関すること
- (7) 施設・設備に関すること
- (8) 財務に関すること
- (9) 管理運営に関すること
- (10) 情報公開等の推進に関すること
- (11) 安全管理に関すること
- (12) その他委員会が必要と認めた事項

2 自己評価実施主体が行う自己評価の実施事項及び当該事項に関する評価項目は、学外の意見を聴いて、委員会が定める。

(自己評価の実施等)

- 第12条 自己評価実施主体は、自己評価を定期的に行い、その結果を委員会に報告する。
- 2 委員会は、自己評価の結果について外部評価を実施するよう努めるとともに、自己評価及び外部評価に関する報告書を作成し、学部・大学院合同教授会に提出する。
  - 3 委員会は、学部・大学院合同教授会の議を経て前項の報告書を公表する。
  - 4 認証評価に対応するために必要な事項は、総務担当副学長がこれを統括する。
  - 5 自己評価実施主体は、自己評価の結果、自ら改善を必要と判断したもの、又は委員会から改善が必要と指摘されたものについては、その改善の方策を講ずるものとし、その結果を委員会に報告する。

(事務)

- 第13条 委員会の事務は、企画・評価室が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成13年8月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、第4条第4号及び第5号に規定する最初の委員である者の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、委員の半数は平成14年3月31日までとし、他の半数の委員は、平成15年3月31日までとする。
- 3 小樽商科大学自己点検・評価実施規程(平成4年11月4日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月7日から施行する。

## 自己点検・評価の実施事項及び評価項目

- 大学評価実施規程第11条第1項に規定する「自己評価の実施事項」に係る評価項目の解釈 -

### 1. 大学の目的

#### (1) 目的の明確化

教育研究活動を行うに当たっての基本方針，基本的な成果等の明確化  
目的の学校教育法第52条との整合性  
大学院の目的の学校教育法第65条との整合性

#### (2) 目的の周知・公表

教職員及び学生への周知  
社会への公表

### 2. 教育研究組織（実施体制）

#### (1) 教育研究組織の構成と大学の目的との整合性

学部及びその学科の構成と学士課程における教育研究の目的との整合性  
教養教育の体制整備と機能の状況  
研究科及びその専攻の構成と大学院課程における教育研究の目的との整合性  
全学的なセンタ - 等（言語センタ - ，情報処理センタ - ，ビジネス創造センタ - ，教育開発センタ - ）の設置と教育研究の目的との整合性

#### (2) 教育活動の展開に必要な運営体制の整備とその機能の状況

教授会等の機能の状況  
教務委員会等の組織の整備と機能の状況

#### (3) 教育研究組織の改革のための方策

### 3. 教育

#### (1) 教員及び教育支援者

教育課程遂行のために必要な教員の適切な配置  
ア) 教員組織編成の基本方針の策定とそれに基づく教員組織編成  
イ) 教育課程遂行のための教員の確保  
ウ) 教員組織の活動を活性化するための措置  
教員の採用・昇任等の基準の策定とその適切な運用  
ア) 教員の採用基準や昇任基準の明確化とその適切な運用  
イ) 教育上の指導能力に関する評価を実施するための体制整備と機能の状況  
教員の教育活動を評価し，改善するための体制の整備  
ア) 教員の教育活動を評価するための体制の整備  
イ) 教員の教育活動の評価に基づきその質の向上を図るためのシステムの整備  
教育の内容と関連する研究活動の実施状況  
教育支援者の適切な配置，教育補助者の適切な活用

## (2) 学生の受入

教育の目的に沿ったアドミッション・ポリシー - の明確化とその周知・公表

ア) 教育の目的に沿ったアドミッション・ポリシー - の明確化

イ) アドミッション・ポリシー - の周知・公表

アドミッション・ポリシー - に沿った入学者選抜の実施

ア) アドミッション・ポリシー - と入学者選抜方法の整合性

イ) 入学者選抜の実施体制の適切さと入学者選抜の公正な実施

ウ) アドミッション・ポリシー - に沿った学生の受入れの検証とその結果のフィードバック

志願者の増加を図るための措置の実施

上記(1)(2)(3)を機動的・専門的に実施するための措置

入学定員と比較した実入学定員の適正数

## (3) 教育の内容及び方法

### (学士課程)

教育の目的に照らした教育課程の体系的編成とその内容、水準、学位名の適切性

ア) 授業科目の適切な配置と教育課程の体系性の確保

イ) 教育課程の編成と授与する学位との整合性

ウ) 授業内容と教育課程編成の趣旨との整合性

エ) 授業内容への研究活動の成果の反映

オ) 学生のニーズ、学術の発展動向、社会的要請に応じた教育課程の編成(インターンシップによる単位認定、編入学への配慮、博士前期課程との連携等)

カ) 単位の実質化への配慮

キ) 夜間主コースの学生に配慮した時間割の設定

教育課程の展開にふさわしい授業形態、学習指導法の整備

ア) 各種授業形態(講義、演習、実験、実習等)の適切性

イ) 教育内容に応じた適切な授業方法・形態の工夫

ウ) 適切な内容のシラバスの作成とその有効活用

エ) 自主学習及び基礎学力不足の学生に対する組織的な配慮

適切な成績評価等の実施

ア) 成績評価基準等の組織的な策定と学生への周知

イ) 成績評価基準等に従った成績評価等の実施。一貫性、厳格性の確保

ウ) 成績評価の正確性を担保するための措置

### (大学院課程)

教育の目的に照らした教育課程の体系的編成とその内容、水準、学位名の適切性

ア) 教育の目的、学位に照らした教育課程の体系的編成と目的とする学問分野や職業分野における期待との整合性

- イ) 教育課程の編成と授与する学位との整合性
- ウ) 授業内容と教育課程の編成の主旨との整合性
- エ) 授業内容への研究活動の成果の反映
- オ) 単位の実質化への配慮
- カ) 夜間の授業を受講する学生に配慮した時間割の設定
- 教育課程の展開にふさわしい授業形態，学習指導法の整備
- ア) 各種授業形態（講義，演習，実験，実習等）の適切性
- イ) 教育内容に応じた適切な授業方法・形態の工夫
- ウ) 適切な内容のシラバスの作成とその有効活用
- 適切な研究指導の実施
- ア) 教育課程の趣旨と研究指導の整合性
- イ) 研究指導に対する適切な取組（複数教員による指導体制や研究テーマ決定に対する適切な指導等）の実施
- ウ) 学位論文に関する指導体制の整備
- 学生の研究意欲を刺激するための制度の創設
- 適切な成績評価等の実施
- ア) 成績評価基準等の組織的な策定と学生への周知
- イ) 成績評価基準等に従った成績評価等の実施。一貫性，厳格性の確保
- ウ) 学位論文の適切な審査体制の整備
- エ) 成績評価の正確性を担保するための措置

（専門職大学院課程）

教育の目的に照らした教育課程の体系的編成とその内容，水準，学位名の適切性

- ア) 教育課程の体系的編成と教育の目的との整合性
- イ) 教育課程の編成と授与する学位との整合性
- ウ) 授業内容と教育課程の編成の主旨との整合性
- エ) 授業内容への研究活動の成果の反映
- オ) 単位の実質化への配慮
- カ) 夜間の授業を受講する学生に配慮した時間割の設定
- 教育課程と当該職業分野における期待との整合性
- ア) 教育課程と当該職業分野における期待との整合性
- イ) 教育内容の水準と当該職業分野における期待との整合性
- 教育課程の展開にふさわしい授業形態，学習指導法の整備
- ア) 各種授業形態（講義，演習，実験，実習等）の適切性
- イ) 教育内容に応じた適切な授業方法・形態の工夫
- ウ) 適切な内容のシラバスの作成とその有効活用
- 適切な成績評価等の実施
- ア) 成績評価基準等の組織的な策定と学生への周知

- イ) 成績評価基準に従った成績評価の実施。一貫性，厳格性の確保
- ウ) 成績評価の正確性を担保するための措置
- (4) 教育の成果の検証
  - 学生に身につけさせる学力，資質・能力や養成する人材像等についての方針の明確化，及びその達成状況を検証・評価するための取組
  - 単位取得，進級，卒業（修了）の状況，資格取得の状況，及び卒業論文（学位論文）の内容・水準から判断する教育の成果・効果の検証
  - 学生による授業評価の結果等による教育の効果についての学生自身の判断の検討
  - 卒業（修了）後の進路状況の実績や修了生の終了後の研究活動の実績による教育の効果の検証
  - 卒業生（修了生），雇用主等の関係者からの卒業生（修了生）の学力，資質・能力等に関する意見の聴取，及びそれによる教育の効果の検証
- (5) 教育の質の向上及び改善のためのシステム
  - 教育の状況について点検・評価し，その結果をフィードバックする体制の整備
  - ア) すべての大学組織単位による教育の全分野にわたる自己評価体制の整備
  - イ) 授業評価等による学生の意見の聴取と学生の評価結果を大学の自己評価に反映させる体制の整備
  - ウ) 学生の授業評価等の分析と個々の教員へのフィードバック
  - エ) 学外関係者の意見を大学の自己点検・評価に反映させる体制の整備
  - オ) 評価結果をフィードバックするシステムの整備
  - カ) 評価結果に基づく個々の教員の授業内容等の改善への取組
  - 教員，教育支援者及び教育補助者の資質の向上を図るための取組
  - ア) ファカルティ・ディベロプメントの組織的取組
  - イ) ファカルティ・ディベロプメントの効果の検証
  - ウ) 教育支援者及び教育補助者の資質の向上を図るための取組

#### 4. 学生支援

- (1) 履修指導，学習支援体制の整備
  - 科目履修や学科選択の際のガイダンスの適切性
  - 学習相談・助言の適切性
  - 学習支援に関する学生のニーズの把握
  - 特別な支援が必要な学生（留学生，障害者，社会人等）に対する学習支援の適切性
- (2) 学生の自主的学習，課外活動に対する支援体制の整備
  - 自主的学習環境の整備，及びその効果的利用
  - 課外活動に対する支援の適切性
- (3) 生活・就職面での支援体制の整備

各種学生相談・助言のための体制整備  
生活・就職面での支援のための各種施策の実施  
特別な支援が必要な学生（留学生，障害者等）に対する生活支援  
生活・就職面での支援に関する学生のニ - ズの把握  
経済面での支援体制の整備

## 5 . 研究

- (1) 研究目的・目標の周知
- (2) 研究体制及び研究支援体制の整備
  - 研究体制の整備及び研究体制の整備に資する施策
  - 研究支援体制の整備
- (3) 研究の内容
- (4) 研究成果の教育への還元
- (5) 研究の社会（社会・経済・文化）的効果及び社会への還元
- (6) 研究の質の向上及び改善のためのシステムの整備
  - 組織としての研究活動等及び個々の教員の研究活動の評価体制の整備
  - 評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備

## 6 . 社会との連携，国際交流等の推進

- (1) 地域社会等との連携・協力，社会サービス等に係る具体的方策
- (2) 産学官連携の推進に関する具体的方策
- (3) 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策
- (4) 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策
  - 本学の特色を十分に生かした大学間交流協定の締結を促進するための具体的方策
  - 外国人留学生受け入れの量的拡大から質的充実への転換のための具体的方策
- (5) 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策
- (6) 大学における国際開発協力活動の基盤整備及び学内における国際開発協力活動の理解増進及び体制の強化
- (7) サブ - センターや国際援助機関（連携機関）との関係の強化
- (8) 分野別の国際開発協力戦略を構築するための措置

## 7 . 施設・設備

- (1) 教育研究に関わる施設・設備の整備と活用
  - 教育研究に関わる施設・設備の整備とその有効活用
  - 情報ネットワークの整備とその有効活用
  - 施設・設備の運用方針の明確化と学生及び教職員への周知
- (2) その他の施設・設備の整備と環境への配慮



(3) 教育研究上必要な資料（図書，学術雑誌，視聴覚資料等）の整備とその有効活用

## 8 . 財務

(1) 適切かつ安定した財務基盤の構築

十分かつ適切な割合の固定資産・流動資産の確保

過大でない債務の状況の確保

大学運営ための十分な経常的収入の確保

資産の効率的・効果的運用を図るための方策

管理的経費を抑制するための方策

(2) 適切な財務計画の策定とその履行

適切な財務計画の策定と関係者への明示

適切な収支の確保

明示された方針に基づく適切な資源配分の実施

(3) 財務諸表の公表と適切な監査の実施

財務諸表の公表

適切な会計監査の実施

## 9 . 管理運営

(1) 管理運営体制及び事務組織の整備

管理運営のための組織及び事務組織の規模と機能の適切さ

効果的な意志決定の遂行という点から見た管理運営組織の適切さ

運営組織への有識者・専門家の登用について適切な人材を得るための制度の構築

特殊な能力・技能を持った事務職員を民間等から採用するための制度の構築

事務の効率化のための措置

学生，教職員，学外関係者の二 - ズの把握と管理運営への反映

監事の適切な役割遂行

管理運営に関わる職員の資質向上のための組織的取組

国立大学間の自主的な連携・協力体制を構築するための方策

(2) 管理運営に関する方針の明確化とそれに基づく諸規定の整備

管理運営に関する方針の明確化とそれに基づく諸規定の整備

適切な意思決定のための（大学の目的，計画，活動状況に関する）デ - タ・情報の蓄積とそれへの構成員のアクセスのためのシステムの構築

(3) 教員の人事評価システムの構築

(4) 柔軟で多様な事務職員の人事制度の構築，教職員の勤務環境の整備

(5) 大学の総合的な状況に関する自己点検・評価の実施とその結果の公表

すべての大学組織単位による自己点検・評価実施体制の整備

自己点検・評価結果の学生，教職員及び社会への公表

自己点検・評価結果の外部の者による検証を実施するための体制の整備  
評価結果をフィードバックするシステムの整備

## **10．情報公開等の推進**

- (1) 大学情報の積極的な公開・提供
- (2) 情報公開及び広報活動の推進のための体制の整備・充実
- (3) 社会のニーズに適切に対応した効果的な広報戦略の策定

## **11．安全管理**

- (1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策の策定・実施
- (2) 学生・教職員の安全確保等に関する具体的方策の策定・実施

## 自己点検・評価の実施事項及び評価項目と中期計画との対応

■ は、機構の大学評価基準に示されていない評価事項等

自己点検・評価の実施事項等	中期計画との対応	
<b>1. 大学の目的</b>		
(1) 目的の明確化		
教育研究活動を行うに当たっての基本方針，基本的な成果等の明確化	-1-(1)- -ア	課題を発見し自ら思考・行動することのできる能力，他者との会話能力，異文化を理解する能力等を育成する。
	-1-(1)- -イ-a	経済，行政，教育，文化等社会の各分野の発展に貢献できる人材を育成する。
	-1-(1)- -イ-b	北海道における経済社会の活性化及び発展に貢献できる人材を育成する。
	-2-(1)- -ア	商科系単科大学の特徴を生かした総合的及び学際的研究を進める。
	-2-(1)- -イ	社会が提起する諸課題に対し，具体的で実践的な解決策を提供する実学の精神に基づく研究を進める。
	-2-(1)- -ウ	以上の研究の基礎となる理論的及び基礎的研究を，人文・社会・自然・言語の諸分野において，国際的な視野のもとに進める。
目的の学校教育法第52条との整合性		
大学院の目的の学校教育法第65条との整合性	-1-(1)- -イ-c	大学院において専門的な研究を目指す人材を育成する。
	-1-(1)- -ア-a	新規事業を創造し，既存企業の変革を担いうる人材を育成する。
	-1-(2)- -ア-b	専門的知識に基づき，地域経済振興政策を担う自治体職員等を育成する。
	-1-(3)- -ア-c	他大学大学院博士課程へ進学できる人材を育成する。
	-1-(4)- -ア-d	地域文化の担い手となる人材を育成する。
(2) 目的の周知・公表		
教職員及び学生への周知	-2-	本学の使命，教育内容，研究活動，社会貢献活動，入学，卒業後の進路等に関する情報をはじめ，中期目標，中期計画，財務内容，管理運営及び第三者評価の評価結果の情報等を種々の媒体を通じてわかりやすく積極的に提供する。
社会への公表		
<b>2. 教育研究組織（実施体制）</b>		
(1) 教育研究組織の構成と大学の目的との整合性		
学部及びその学科の構成と学士課程における教育研究の目的との整合性		
教養教育の体制整備と機能の状況		
研究科及びその専攻の構成と大学院課程における教育研究の目的との整合性		
全学的なセンタ－等(言語センタ－，情報処理センタ－，ビジネス創造センタ－，教育開発センタ－)の設置と教育研究の目的との整合性		
(2) 教育活動の展開に必要な運営体制の整備とその機能の状況		
教授会等の機能の状況		
教務委員会等の組織の整備と機能の状況		
(3) 教育研究組織の改革のための方策	-1-(2)- -イ-h	教育理念に応じた効果的な教育課程を編成するために，必要な範囲で見直しを行う。
	-2-(1)	各種委員会等の学内組織において学部及び大学院における教育課程，入学者選抜及び研究体制の課題・問題点を恒常的に研究しつつ，必要に応じて組織の編成・見直しを行う。
	-2-(2)	18歳人口の減少，国際化等の大学をめぐる環境の変化に伴う，学部及び大学院における教育のありかたの変化に合わせて，教育研究組織も見直しを行う。
<b>3. 教育</b>		
(1) 教員及び教育支援者		
教育課程遂行のために必要な教員の適切な配置		
ア 教員組織編成の基本方針の策定とそれに基づく教員組織編成		
イ 教育課程遂行のための教員の確保		
ウ 教員組織の活動を活性化するための措置	-1-(3)- -ア	教員の最適配置を促進するための制度(客員教授制度，任期制等)，教員のジェンダーバランスを改善するために有効な制度を確立するために専門委員会を設け，平成17年度末までに検討を終える。

自己点検・評価の実施事項等	中期計画との対応	
	-1-(3)- -イ-b	札幌サテライトに、...産学官との、より柔軟な人的ネットワークを形成するため、客員教員、研究員などを幅広く機動的に配置できるようにする。
	-3-(3)	国際公募を含む現行の公募制を維持する。また客員教授制度等の任用制度及び任期制の基準について、平成17年度末までに専門委員会を設け検討する。
	-3-(4)-	外国の学術雑誌等を媒体とした国際公募を促進する。
	-3-(4)-	教員のジェンダーバランスを改善するために目標値を設定し、設定後、3年毎にその成果について評価する。
	-3-(4)-	公募書類に、ジェンダーバランスの改善措置などを積極的に記載する他、福利厚生面の拡充等教員の勤務に対する支援体制を紹介する。
教員の採用・昇任等の基準の策定とその適切な運用		
ア 教員の採用基準や昇任基準の明確化とその適切な運用		
イ 教育活動に関する評価を実施するための体制整備と機能の状況		
教員の教育活動を評価し、改善するための体制の整備		
ア 教員の教育活動を評価するための体制の整備	-1-(3)- -ア	...教育能力の適正な評価の基準及び評価方法についても実施可能なシステムを検討する。
イ 教員の教育活動の評価に基づきその質の向上を図るためのシステムの整備		
教育の内容と関連する研究活動の実施状況		
教育支援者の適切な配置、教育補助者の適切な活用	-1-(3)- -ア	...教員の事務負担を軽減するための事務局体制のあり方等を確立するために専門委員会を設け、平成17年度末までに検討を終える。
	-1-(3)- -イ-a	教員が教育活動を行う上で必要となる支援業務を研究・調査する委員会を設け、必要に応じ、事務職員の配置又は教育支援者の雇用を行い、教育環境を整備する。
	-1-(3)- -イ-b	高度専門職業人教育での実践的教育を効果的に行うため、札幌サテライトに教務及び研究支援のための人員を複数人配置する。
	-1-(3)- -イ-c	一般大学院学生を可能な限り広く学部を採用する。
(2) 学生の受入		
教育の目的に沿ったアドミッション・ポリシーの明確化とその周知・公表		
ア 教育の目的に沿ったアドミッション・ポリシーの明確化		
イ アドミッション・ポリシーの周知・公表	-1-(2)- -ア-a	高校教員との恒常的な情報交換、大学の授業の高校生への開放及び大学説明会の開催等を通じた高大連携を積極的に推進し、アドミッション・ポリシーを周知するとともに高校側との意思疎通を図る。
	-1-(2)- -ア-d	社会人、留学生に対するアドミッション・ポリシーの周知、入試情報の提供及び日本における就職支援等を積極的に展開し、受験生の増加に努める。
	-1-(2)- -ア-c	入試広報「大学院案内」の充実、対象別の大学院説明会の開催、種々の広報媒体の活用を通じて、アドミッション・ポリシーの周知を図る。
アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜の実施		
ア アドミッション・ポリシーと入学者選抜方法の整合性	-1-(2)- -ア-a	アドミッション・ポリシーに応じた人材を選抜するための入学者選抜方法について、意欲、目的、学力を重視するなど類型化して実施する。
	-1-(2)- -ア-b	学力試験においては、TOEFLや経済学検定試験等の客観的な外部試験を活用する。また、留学生向けに英語による出題解答、書類提出を併用する。
イ 入学者選抜の実施体制の適切さと入学者選抜の公正な実施		
ウ アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れの検証とその結果のフィードバック	-1-(2)- -ア-c	入学者選抜方法の研究のための専門的な組織を充実させ、入学者選抜方法の点検評価及び改善の取り組みを促進する。
志願者の増加を図るための措置の実施	-1-(2)- -ア-a	高校教員との恒常的な情報交換、大学の授業の高校生への開放及び大学説明会の開催等を通じた高大連携を積極的に推進し、アドミッション・ポリシーを周知するとともに高校側との意思疎通を図る。
	-1-(2)- -ア-b	高大連携の企画・実施のための体制を充実する。
	-1-(2)- -ア-d	社会人、留学生に対するアドミッション・ポリシーの周知、入試情報の提供及び日本における就職支援等を積極的に展開し、受験生の増加に努める。
	-1-(2)- -ア-d	企業との連携を密にして、志願者の確保に努める。
上記(1)(2)(3)を機動的・専門的に実施するための措置	-1-(2)- -ア-e	上記事項を機動的・専門的に運営するため、教員・事務職員で構成する専門組織の設置について検討する。
入学定員と比較した実入学定員の適正数		

自己点検・評価の実施事項等	中期計画との対応	
(3) 教育の内容及び方法 (学士課程)		
教育の目的に照らした教育課程の体系的編成とその内容、水準、学位名の適切性		
ア 授業科目の適切な配置と教育課程の体系的性の確保	-1-(2)- -イ-a	専門科目を1年次から配置することにより、基礎から応用に至る学習を可能とし、教養科目については、1年次からの導入・3～4年次での発展を保証する体系化したカリキュラムの編成(いわゆるくさび型)を一層推進する。
イ 教育課程の編成と授与する学位との整合性		
ウ 授業内容と教育課程編成の趣旨との整合性	-1-(2)- -イ-c	1年次の学生のために、大学で学問をするための基礎的な知的技法を教授する導入科目の充実を図る。
エ 授業内容への研究活動の成果の反映		
オ 学生のニーズ、学術の発展動向、社会的要請に応じた教育課程の編成(インターンシップによる単位認定、編入学への配慮、博士前期課程との連携等)	-1-(2)- -イ-d -1-(2)- -イ-f	履修モデル等により、学科の垣根を越えた履修を促進する。 3年次早期卒業制度を併用し、学部と大学院の連携を促進するため、5年制学部大学院一貫コースについて検討する。
	-1-(2)- -イ-g-1	インターンシップを履修する学生の拡大、企業開拓の促進等、制度の拡充発展を図る。
	-1-(2)- -イ-g-2	エバーグリーン講座等の実社会と密接に関連した科目を積極的に導入する。
	-1-(2)- -イ-g-3	実践的な語学教育を充実させるとともに、留学生も参加する授業の拡充に努め、学生の海外留学、語学研修を積極的に推進し、高度な国際理解力の涵養を図る。
	-1-(2)- -イ-e	夜間主コースは、学科の区別のない「総合コース」を検討する。
	-1-(2)- -ウ-a-5	学生の段階的かつ多様な履修と学業のきめ細かな支援を可能とするセメスター制の実施について検討する。
カ 単位の実質化への配慮	-1-(2)- -ウ-d	単位制・履修登録上限制(キャップ制)の意義を教員・学生に周知し、教室外での学習を実質化する講義法を開発する。
キ 夜間主コースの学生に配慮した時間割の設定 教育課程の展開にふさわしい授業形態、学習指導法の整備		
ア 各種授業形態(講義、演習、実験、実習等)の適切性		
イ 教育内容に応じた適切な授業方法・形態の工夫	-1-(2)- -イ-b -1-(2)- -ウ-a-1 -1-(2)- -ウ-a-2 -1-(2)- -ウ-a-3	少人数による授業科目の充実及び少人数による授業法の改善のための検討を進める。 講義科目において大人数講義の削減に努め、演習科目では対話型形式の授業を徹底し、個々の学習到達度に応じた授業運営を工夫する。 基礎ゼミナールの充実を図り、学生自らの主体的活動を通じた課題探求能力の育成を目指すとともに、研究指導教員相互の連携を図るための全学的な組織を構築する。 研究指導(ゼミナール)に対し、本学教育の中核としての位置づけを一層強めるとともに、研究指導教員相互の連携を図るための全学的な組織を構築する。
	-1-(2)- -ウ-c	基本的なAV教育機器を各教室に設置し、多様なメディアを利用した授業を展開する。さらに、本学独自の言語センター、情報処理センターを存分に活用することにより、より高度なAV・コンピュータによる授業支援の拡充を図る。
ウ 適切な内容のシラバスの作成とその有効活用	-1-(2)- -ウ-b-1 -1-(2)- -ウ-b-2	シラバスに記載する項目の検討及び内容の精査を行い、学生に対する詳しい授業内容の事前周知に努める。 インターネットを用いたシラバスの公開など、シラバスの電子情報化を拡充する。
エ 自主学習及び基礎学力不足の学生に対する組織的な配慮 適切な成績評価等の実施		
ア 成績評価基準等の組織的な策定と学生への周知	-1-(2)- -エ-a -1-(2)- -エ-b	成績評価基準の過度のばらつきを是正するため、成績評価基準を明示し、厳格に運用するとともに、基準を用いて算定された成績評価の情報開示を進める。 より客観的で厳密な評価を与えるため、現4段階である成績評価の細分化を進め、GPA制度の導入を図る。
イ 成績評価基準等に従った成績評価等の実施。 一貫性、厳格性の確保	-1-(2)- -エ-a	成績評価基準の過度のばらつきを是正するため、成績評価基準を明示し、厳格に運用するとともに、基準を用いて算定された成績評価の情報開示を進める。
ウ 成績評価の正確性を担保するための措置		
(大学院課程) 教育の目的に照らした教育課程の体系的編成とその内容、水準、学位名の適切性		
ア 教育の目的、学位に照らした教育課程の体系的編成と目的とする学問分野や職業分野における期待との整合性	-1-(2)- -イ-b	研究型大学院においては、研究重視のカリキュラムを維持しながら、地域文化振興を担いうる人材を育成するなど、地域のニーズに即した生涯教育にも対応するカリキュラムを編成する。

自己点検・評価の実施事項等	中期計画との対応	
	-1-(2)- -ウ-b	専門4学科を基礎とする研究中心の教育方法に加えて、言語センター及び一般教育系教員を含めた、国際化や文化振興に資する人材育成のコースを設置し、地域の多様なニーズに応える。教育上、有益と認められる場合には、専門職大学院との単位互換を認める。
イ 教育課程の編成と授与する学位との整合性		
ウ 授業内容と教育課程の編成の主旨との整合性		
エ 授業内容への研究活動の成果の反映		
オ 単位の実質化への配慮		
カ 夜間の授業を受講する学生に配慮した時間割の設 教育課程の展開にふさわしい授業形態、学習指導 法の整備		
ア 各種授業形態（講義、演習、実験、実習等）の適 切性		
イ 教育内容に応じた適切な授業方法・形態の工夫		
ウ 適切な内容のシラバスの作成とその有効活用	-1-(2)- -エ-a	シラバスを充実させ、FDによる教育方法、内容の標準化を進め、評価の公平性、透明性を高めるとともに、現行の4段階評価を改め、GPA制度の導入を図
適切な研究指導の実施		
ア 教育課程の趣旨と研究指導の整合性		
イ 研究指導に対する適切な取組(複数教員による指導 体制や研究テーマ決定に対する適切な指導等)の実 施		
ウ 学位論文に関する指導体制の整備 学生の研究意欲を刺激するための制度の創設	-1-(2)- -エ-b	研究成果又は研究論文優秀者に対する表彰又は奨学金給付制度の具体化を図る。
適切な成績評価等の実施		
ア 成績評価基準等の組織的な策定と学生への周知	-1-(2)- -エ-a	シラバスを充実させ、FDによる教育方法、内容の標準化を進め、評価の公平性、透明性を高めるとともに、現行の4段階評価を改め、GPA制度の導入を図
イ 成績評価基準等に従った成績評価等の実施		
ウ 学位論文の適切な審査体制の整備		
エ 成績評価の正確性を担保するための措置		
(専門職大学院課程)		
教育の目的に照らした教育課程の体系的編成とそ の内容、水準、学位名の適切性		
ア 教育課程の体系的編成と教育の目的との整合性		
イ 教育課程の編成と授与する学位との整合性	-1-(2)- -イ-a	高度専門職業人教育の徹底を図るため、従来の「課題解決型総合指導制」を発展させ、またビジネス創造センターに蓄積されたノウハウを活かした実践的カリキュラムを編成し、MBAを授与できる教育課程を構築する。
ウ 授業内容と教育課程の編成の主旨との整合性		
エ 授業内容への研究活動の成果の反映		
オ 単位の実質化への配慮		
カ 夜間の授業を受講する学生に配慮した時間割の設 教育課程と当該職業分野における期待との整合性		
ア 教育課程と当該職業分野における期待との整合性		
イ 教育内容の水準と当該職業分野における期待との 整合性		
教育課程の展開にふさわしい授業形態、学習指導 法の整備		
ア 各種授業形態（講義、演習、実験、実習等）の適 切性		
イ 教育内容に応じた適切な授業方法・形態の工夫	-1-(2)- -ウ-a	社会人の履修に配慮したモジュール型授業形態を採用し、e-ラーニングにより補足する。ビジネス・プランやインターンシップ等の実践科目を相当数配置するとともに、通常のクラスにおいても、ケース・メソッドやケース・スタディなど実践的な教育方法を取り入れる。
ウ 適切な内容のシラバスの作成とその有効活用	-1-(2)- -エ-a	シラバスを充実させ、FDによる教育方法、内容の標準化を進め、評価の公平性、透明性を高めるとともに、現行の4段階評価を改め、GPA制度の導入を図る。
適切な成績評価等の実施		
ア 成績評価基準等の組織的な策定と学生への周知	-1-(2)- -エ-a	シラバスを充実させ、FDによる教育方法、内容の標準化を進め、評価の公平性、透明性を高めるとともに、現行の4段階評価を改め、GPA制度の導入を図る。
イ 成績評価基準に従った成績評価の実施		
ウ 成績評価の正確性を確保するための措置		
(4) 教育の成果の検証		
学生に身につけさせる学力、資質・能力や養成す る人材像等についての方針の明確化、及びその達 成状況を検証・評価するための取組	-1-(1)- -ウ-a	教育の成果に関する自己点検評価及び外部評価を実施する。
	-1-(1)- -イ-a	教育の成果に関する自己点検評価及び外部評価を実施する。
単位取得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の 状況、及び卒業論文(学位論文)の内容・水準から 判断する教育の成果・効果の検証		

自己点検・評価の実施事項等	中期計画との対応	
学生による授業評価の結果等による教育の効果についての学生自身の判断の検討		
卒業(修了)後の進路状況の実績や修了生の終了後の研究活動の実績による教育の効果の検証		
卒業生(修了生)、雇用主等の関係者からの卒業生(修了生)の学力、資質・能力等に関する意見の聴取、及びそれによる教育の効果の検証	- (1) - -ウ-b	卒業生、地域及び卒業生の就職先等から評価を得るシステムを作る。
	- (1) - -イ-b	修了生、地域及び修了生の就職先等から評価を得るシステムを作る。
(5) 教育の質の向上及び改善のためのシステム		
教育の状況について点検・評価し、その結果をフィードバックする体制の整備		
ア すべての大学組織単位による教育の全分野にわたる自己評価体制の整備		
イ 授業評価等による学生の意見の聴取と学生の評価結果を大学の自己評価に反映させる体制の整備	-1-(3)- -ア	「授業改善のためのアンケート」調査を毎年実施し、調査結果を分析して教育活動の問題点を把握する。把握した問題点を整理して教育活動の改善策を策定する。
ウ 学生の授業評価等の分析と個々の教員へのフィードバック	-1-(2)- -ウ-b-・3	学生の「授業改善のためのアンケート」や授業担当教員からの要望等を活用し、授業改善に生かす取り組みを進める。
	-1-(3)- -ア	「授業改善のためのアンケート」調査を毎年実施し、調査結果を分析して教育活動の問題点を把握する。把握した問題点を整理して教育活動の改善策を策定する。
	-1-(3)- -ア	「授業改善のためのアンケート」調査結果を分析して効果的な教授法を研究する。
エ 学外関係者の意見を大学の自己点検・評価に反映させる体制の整備	-1-(3)- -ウ	教育の質と成果に関する外部評価を実施する。
オ 評価結果をフィードバックするシステムの整備	-1-(3)- -イ	教育活動に関する自己点検評価を行い、評価結果を教育の質の改善のためにフィードバックするシステムを検討する。
カ 評価結果に基づく個々の教員の授業内容等の改善への取組		
キ 教員、教育支援者及び教育補助者の資質の向上を図るための取組		
ク ファカルティ・ディベロプメントの組織的取組	-1-(3)- -イ	F D 研修・講習会や F D 講演会などの F D 活動を通じて、教授法改善に対する教員の意識の向上を図る。
ク ファカルティ・ディベロプメントの効果の検証	-1-(3)- -イ	F D 研修・講習会や F D 講演会などの F D 活動を通じて、教授法改善に対する教員の意識の向上を図る。
ケ 教育支援者及び教育補助者の資質の向上を図るための取組		
<b>4. 学生支援</b>		
(1) 履修指導、学習支援体制の整備		
科目履修や学科選択の際のガイダンスの適切性	-1-(4)- -ア	大学入学当初に少人数制のオリエンテーションを行い、具体的な履修モデルを策定し、学生への周知徹底を図る。
学習相談・助言の適切性	-1-(4)- -イ	履修指導教員(1, 2 年次生担当)及びゼミ指導教員(3, 4 年次生担当)が修学指導担当員と密接に連携し、履修方法等も含め、学生との面談を日常的に行うなど修学指導体制の充実を図る。
	-1-(4)- -ウ	平成 16 年度に履修指導を主としたホームページを立ち上げ、各学科の履修モデルや履修指導教員のオフィスアワー等を掲載して、利用しやすい履修相談システムを確立する。
	-1-(4)-	学生への周知徹底、人員の適正な配置等を通じて、学生の学習生活支援等に関する相談窓口としての「学生何でも相談室」の機能の充実を図る。
	-1-(2)- -ウ-a-・4	教員による明確なオフィスアワーの設定や履修指導教員制の整備により、学生に対する履修指導を効果的に推進する。
学習支援に関する学生のニーズの把握		
特別な支援が必要な学生(留学生、障害者、社会人等)に対する学習支援の適切性	-1-(4)- -ア	図書館、学生会館の開館時間の延長、自習室・ゼミ室の確保等社会人が働きながら学べる環境の整備・充実に努める。
	-1-(4)- -イ	留学生のために、国際交流ラウンジの充実・利用の拡大等の学習環境の整備、日本人学生との交流機会の場の確保、健康・安全面の各種制度についての周知徹底及び個々の留学生に対するきめ細かなサービス提供等の充実を図る。
(2) 学生の自主的学習、課外活動に対する支援体制の整備		
自主的学習環境の整備、及びその効果的利用		
課外活動に対する支援の適切性	-1-(4)- -オ	学生の自主的活動の支援に向けて積極的な方策を講じ、課外活動の活発化を促す。
(3) 生活・就職面での支援体制の整備		
各種学生相談・助言のための体制整備	-1-(4)- -ア	多様な学生に対応できる相談体制をより一層充実させるとともに、学生が相談しやすい環境を整える。

自己点検・評価の実施事項等	中期計画との対応	
	-1-(4)-	学生への周知徹底、人員の適正な配置等を通じて、学生の学習生活支援等に関する相談窓口としての「学生何でも相談室」の機能の充実を図る。
	-1-(4)- -キ	同窓会と協力し、就職関連情報の収集を強化するとともに、就職に係る相談体制の整備等就職支援の充実を図る。
生活・就職面での支援のための各種施策の実施	-1-(4)- -ウ	学生生活支援のための各種セミナーや講演会を実施する。
	-1-(4)- -エ	学生の心身の健康を保持するため、保健管理センター業務(診療・健康診断・健康精神相談・健康診断証明・健康セミナーなど)の充実を図る。
	-1-(4)- -カ	職業観の育成やキャリア教育の充実を図る。
	-1-(4)- -キ	同窓会と協力し、就職関連情報の収集を強化するとともに、就職に係る相談体制の整備等就職支援の充実を図る。
特別な支援が必要な学生(留学生、障害者等)に対する生活支援	-1-(4)- -イ	留学生のために、国際交流ラウンジの充実・利用の拡大等の学習環境の整備、日本人学生との交流機会の場の確保、健康・安全面の各種制度についての周知徹底及び個々の留学生に対するきめ細かなサービス提供等の充実を図る。
	-1-(4)- -ウ	託児所設置を含む、子供を持つ学生が学びやすい環境について検討する。
生活・就職面での支援に関する学生のニーズの把握	-1-(4)- -イ	学生からのアンケートや学生生活実態調査等を実施し、学生生活支援の改善に向けての施策を講ずる。
経済面での支援体制の整備	-1-(4)- -ア	現行の経済的支援制度について調査研究を行い、当該制度の迅速かつ的確な情報提供を図るとともに、民間、自治体に働きかけ、支援制度の拡大を促進する。
	-1-(4)- -イ	外部資金の積極的導入に努めるとともに、本学独自の奨学金制度を検討し、優秀な学生の確保に努める。
<b>5. 研究</b>		
(1) 研究目的・目標の周知	-2-	本学の使命、教育内容、研究活動、社会貢献活動、入学、卒業後の進路等に関する情報をはじめ、中期目標、中期計画、財務内容、管理運営及び第三者評価の評価結果の情報等を種々の媒体を通じてわかりやすく積極的に提供する。
(2) 研究体制及び研究支援体制の整備		
研究体制の整備及び研究体制の整備に資する施策	-2-(2)-	効果的な研究の推進及び研究の質の向上に必要な制度(客員研究員制度等)を整備する。
	-2-(2)- -ア	研究のインセンティブを与えるような研究費の配分システムの方針を策定する。
	-2-(2)- -イ	平成16年度に外部研究資金の獲得のための体制を確立する。
	-2-(2)- -ア	ビジネス創造センターを通じて全国の研究機関との共同研究体制を確立する。
	-2-(2)- -イ	共同研究、研究会の開催等を通じた他大学の研究者との交流を促進する。
	-2-(2)- -ウ	客員研究員の充実を図る。
	-2-(2)- -エ	外国の大学、研究機関との研究者交流を促進する。
	-3- -ア	ビジネス領域に限らず、幅広い社会科学系諸分野及び自然科学系研究領域においても地域社会に密着した共同研究を積極的に行う。
	-3- -エ	本学の知的資源の制約を克服するためにビジネス創造センター学外協力スタッフを質・量ともに強化・補強する。
	-3- -ア-a	先進的なMBAプログラムをもつ海外の大学との大学間交流協定を締結し、研究者交流と大学院レベルでの学生の受け入れ及び派遣の促進を図る。
	-3- -ア	平成16年度に帰国外国人留学生のフォローアップ体制を整備し、研究者交流及び国際共同研究の促進を図る。
研究支援体制の整備	-2-(2)-	研究用図書の実、学情ネットワークシステムの整備等を行う。
	-2-(2)- -イ	産学連携の強化を図るため、学内の規制緩和について検討する。
	-2-(2)- -ウ	大学の知的財産権政策の確立を図るため、機関管理に向けた体制整備を行う。
	-3- -ア-c	国際交流センター、事務組織及び委員会組織の整備・充実を図る。
(3) 研究の内容		
(4) 研究成果の教育への還元		
(5) 研究の社会(社会・経済・文化)的效果及び社会への還元	-2-(1)- -ア	ビジネス創造センターを中心に産学官連携を促進し、北海道経済の活性化及び産業の競争力強化に貢献する。
	-2-(1)- -イ	地域の諸団体や自治体の各プロジェクト、各種審議会・委員会に参画し、北海道経済の活性化に貢献する。
	-2-(1)- -ウ	社会人大学院学生の受け入れ、セミナー・ワークショップ・公開講座等の開催により、大学の資源を地域社会に開放し、地域社会の変革に貢献する。



自己点検・評価の実施事項等	中期計画との対応	
	-2-(2)- -ア	ビジネス創造センター等既存の産学連携機関を活用し、大学発シーズをもとにした起業支援を推進する。
	-3- -イ	本学の教員が中心となって組織化し実践している各種研究会をさらに多様化し、地域住民に開放することで、市民参加型の研究会を増やす。
	-3- -ウ	地域社会活性化へのニーズを汲み、地域住民を対象とする各種公開講座をより積極的に開催する。
	-3- -エ	自治体や諸団体が設置する各種審議会、委員会、プロジェクトに対し、各分野の専門家である本学教員を積極的に派遣し、地域社会の活性化に貢献する。
	-3- -オ	ビジネス創造センターが中心となって、地域社会の組織や個人等が抱える課題やアイデアを事業に具体化することを支援する「ビジネス相談」に係る実施体制の一層の充実を図る。
	-3- -カ	起業・新規事業を中心とする企業経営に関わるセミナー、ワークショップ等をビジネス創造センターが中心となって開催する。
	-3- -キ	本学の共同研究等に関する成果報告会の開催やニュースレターなど、社会への情報還元の実施を図る。
	-3- -ア	北海道地域における新産業・事業の創出と成長支援を行うために、大学発ベンチャー企業の創出と成長支援を今後とも継続する。
	-3- -イ	これまで蓄積された大学発ベンチャー企業創出のノウハウを集約して、起業に関する学問的知見として広く公表し、教育研究へのフィードバックを図る。
	-3- -ウ	地場中小企業の経営トップや経営管理者層に対し、積極的な新事業・新商品・新サービスの開発、道外への販路拡大・マーケティング、体質改善のための財務戦略構築等の支援を行う。
	-3-	道内公私立大学の優れた技術シーズの起業化や経営戦略面からの成長支援ニーズの実態を的確に捉え、公私立大学発のベンチャー企業の創出と成長支援にビジネス創造センターのノウハウを活かして貢献する。
(6) 研究の質の向上及び改善のためのシステムの整備		
組織としての研究活動等及び個々の教員の研究活動の評価体制の整備	-2-(1)-	定期的な自己点検評価、外部評価により研究活動の検証を行う体制を平成16年度に整備する。
	-2-(2)- -ア	平成16年度に本学の研究活動全般に関する自己点検評価体制を確立する。
	-2-(2)- -イ	平成16年度に個々の教員の研究活動に関する自己点検評価体制を確立する。
評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備		
<b>6. 社会との連携、国際交流等の推進</b>		
(1) 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策	-3- -ア	ビジネス領域に限らず、幅広い社会科学系諸分野及び自然科学系研究領域においても地域社会に密着した共同研究を積極的に行う。
	-3- -イ	本学の教員が中心となって組織化し実践している各種研究会をさらに多様化し、地域住民に開放することで、市民参加型の研究会を増やす。
	-3- -ウ	地域社会活性化へのニーズを汲み、地域住民を対象とする各種公開講座をより積極的に開催する。
	-3- -エ	自治体や諸団体が設置する各種審議会、委員会、プロジェクトに対し、各分野の専門家である本学教員を積極的に派遣し、地域社会の活性化に貢献する。
	-3- -オ	ビジネス創造センターが中心となって、地域社会の組織や個人等が抱える課題やアイデアを事業に具体化することを支援する「ビジネス相談」に係る実施体制の一層の充実を図る。
	-3- -カ	起業・新規事業を中心とする企業経営に関わるセミナー、ワークショップ等をビジネス創造センターが中心となって開催する。
	-3- -キ	本学の共同研究等に関する成果報告会の開催やニュースレターなど、社会への情報還元の実施を図る。
(2) 産学官連携の推進に関する具体的方策	-3- -ア	北海道地域における新産業・事業の創出と成長支援を行うために、大学発ベンチャー企業の創出と成長支援を今後とも継続する。
	-3- -イ	これまで蓄積された大学発ベンチャー企業創出のノウハウを集約して、起業に関する学問的知見として広く公表し、教育研究へのフィードバックを図る。
	-3- -ウ	地場中小企業の経営トップや経営管理者層に対し、積極的な新事業・新商品・新サービスの開発、道外への販路拡大・マーケティング、体質改善のための財務戦略構築等の支援を行う。

自己点検・評価の実施事項等	中期計画との対応	
	-3- -工	本学の知的資源の制約を克服するためにビジネス創造センター学外協力スタッフを質・量ともに強化・補強する。
(3) 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策	-3-	道内公私立大学の優れた技術シーズの起業化や経営戦略面からの成長支援ニーズの実態を的確に捉え、公私立大学発のベンチャー企業の創出と成長支援にビジネス創造センターのノウハウを活かして貢献する。
(4) 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策 本学の特色を十分に生かした大学間交流協定の締結を促進するための具体的方策	-3- -ア-a	先進的なプログラムをもつ海外の大学との大学間交流協定を締結し、研MBA研究者交流と大学院レベルでの学生の受け入れ及び派遣の促進を図る。
	-3- -ア-b	環太平洋地域において協定締結校を持たないカナダの大学との協定を締結し、アジア太平洋交流機構（UMAP）参加大学としての交流促進を図る。
	-3- -ア-c	国際交流センター、事務組織及び委員会組織の整備・充実を図る。
外国人留学生受け入れの量的拡大から質的充実への転換のための具体的方策	-3- -イ	留学生（大学院学生）のための英語による特別コースの設置を検討する。
(5) 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策	-3- -ア	平成16年度に帰国外国人留学生のフォローアップ体制を整備し、研究者交流及び国際共同研究の促進を図る。
	-3- -イ	アジアの開発途上国の大学と大学間交流協定を締結し、留学生の受け入れを促進することによって、教育面における国際貢献の役割を担う。
(6) 大学における国際開発協力活動の基盤整備及び学内における国際開発協力活動の理解増進及び体制の強化	-3- -ア	大学への国際開発協力に関するコンサルティングを実施する。
	-3- -イ	国際援助機関等に対する専門的な提案の発信を強化する。
	-3- -ウ	国際援助機関等からの照会に対応するための窓口を創設する。
	-3- -エ	教員が国際開発協力活動に携わることを評価の対象とする。
(7) サブ・センターや国際援助機関(連携機関)との関係の強化	-3- -ア	連携機関からの照会への対応を促進する。
	-3- -イ	連携機関との交流を促進する。
	-3- -ウ	コンソーシアム形成の際の連携に関する課題の研究・助言を行う。
	-3- -エ	国際援助機関等との契約や交渉における大学の実務能力を向上させる。
(8) 分野別の国際開発協力戦略を構築するための措置	-3-	分野別の国際開発協力のための人材をデータベース化する。
<b>7. 施設・設備</b>		
(1) 教育研究に関わる施設・設備の整備と活用		
教育研究に関わる施設・設備の整備とその有効活用	-1-(3)- -ア	講義用機器マニュアルの拡充及びそれに対する予算措置を行い、多彩なメディアによる授業活性化を支援する。
	-1-(3)- -ウ	本学教育の中核をなす研究指導(ゼミナール)の内容充実を図るために、ゼミ室における設備の点検を行い、拡充を図る。
	-1-(3)- -エ-c	日曜祝日・休業期間における開館時間延長の試行を行う。
	-1-(3)- -エ-d	新入生を主たる対象として、図書館利用に関する講習を行うとともに、全学生を対象に、図書館の概要に関する広報を行う。
	-1-(3)- -エ-e	障害者・高齢者等の利用に配慮した施設改善を進める。
	-1-(3)- -エ-f	これまで進めてきた地域への開放政策を一層促進する。
	-1-(1)-	教育研究の重点化のため専門職大学院整備に必要なスペースは、総合研究棟の計画及び現有施設の点検評価の結果に基づく改善等により整備する。
	-1-(1)-	健康科学系施設等老朽施設の改善を図るため、重点的かつ計画的に整備する。
	-1-(1)-	留学生・日本人学生相互の交流の場だけでなく、地域との交流にも提供できる総合交流会館の整備を図る。整備に当たっては、外部資金による施設整備を検討する。
	-1-(2)-	平成16年度に有効利用に関する規程等を制定し、実施のための組織及び体制を確立するとともに、施設の利用状況等を点検評価し、教育研究スペースの総合的な有効利用を図る。
	-1-(2)-	施設等の有効利用及びスペースの効率的活用を図るため、ア。利用頻度の低い施設の利用度を高め、イ。新増築・大型改修時に共用スペースを延べ面積の20%以上確保する。

自己点検・評価の実施事項等	中期計画との対応	
	-1-(2)-	平成18年度末までに、施設設備の劣化状況等を的確に把握した計画的・段階的な更新計画を策定し、実施するための施設設備管理システムを構築の上、施設マネジメントを推進する
情報ネットワークの整備とその有効活用	-1-(3)- -イ	情報ネットワークや情報サービス機器等を活用した授業を進めるための方策について検討する。
	-1-(3)- -オ-a	情報処理センター内のみならず、既存の講義室からもネットワークにアクセスが可能となるよう情報コンセント等の整備を行う。
	-1-(3)- -オ-b	WEBを利用した情報収集やメール等による情報交換が円滑に行えるよう、利用状況を見ながら、対外回線速度の高速化を図る。
	-1-(3)- -オ-c	e-ラーニングを利用する多様な学習形態の実現に向けてハード及びコンテンツ作成のための環境整備を行う。
	-1-(3)- -オ-d	情報セキュリティ・ポリシーに基づいた、安全かつ利便性の高いネットワーク環境を実現するための監視・保守体制の強化を行う。
施設・設備の運用方針の明確化と学生及び教職員への周知		
(2) その他の施設・設備の整備と環境への配慮	-3-	施設等を設置する際には、キャンパスの美化に資するデザイン、ソーラーパネルの設置等、環境への配慮、遊び談話空間等の快適さに十分配慮し、資金調達や管理面においては、PFIを導入する等の検討を行う。
	-1-(1)-	電力、冷熱源施設及び駐車場等の整備について、PFI事業を前提とした計画を検討する。
	-1-(1)-	地球環境の保全への取り組みとして、地域社会から信頼される大学の環境管理を行うため、環境整備についての計画を策定する。
(3) 教育研究上必要な資料(図書、学術雑誌、視聴覚資料等)の整備とその有効活用	-1-(3)- -エ-a	期間中に蔵書目録全てにつき、検索のための電子化を完了するとともに、貴重図書について、1年度1万ページを目処として電子化を行い、同時にインターネット配信を行う。
	-1-(3)- -エ-b	学生用図書予算を確保し、学生用図書の充実を図るとともに、各種予算により、参考図書の充実を図る。
<b>8. 財務</b>		
(1) 適切かつ安定した財務基盤の構築		
十分かつ適切な割合の固定資産・流動資産の確保		
過大でない債務の状況の確保		
大学運営ための十分な経常的収入の確保	-1-(1)-	外部研究資金に関する情報を収集し、学内に情報提供するとともに、平成16年度に、申請や受け入れ等を支援する専任の組織を整備する。
	-1-(1)-	ビジネス創造センターを中心として、企業や自治体とのネットワークを組織化し、研究ニーズを汲み上げるとともに、外部資金獲得可能な研究を提案する体制を構築する。
	-1-(1)-	本学の研究者、研究活動、研究成果等に関する情報をデータベース化するとともに、共同研究、受託研究、奨学寄附金等の獲得に結びつくような広報戦略を策定する。
	-1-(2)- -ア	通常の各種公開講座・セミナーのほか、情報処理センターや言語センター等の施設を活かした一般市民向け各種有料講習会を、妥当な料金設定で企画し、受講生を拡大する。
	-1-(2)- -イ	教室・体育館・プール・緑丘荘等の貸し付け範囲を大幅に緩和し、妥当な料金設定により利用拡大を図る。
	-1-(2)-	学生のニーズの高い簿記、言語、情報処理等、検定試験向けの有料講座を、小樽キャンパス及び札幌サテライトに開設する。
	-1-(2)- -ア	専門職大学院等に寄附講座を設置するため、企業等へ具体的な講座を提案するなど、積極的に働きかける。
	-1-(2)- -イ	ビジネス創造センター、専門職大学院等に特定目的の基金について寄付が受けられるよう努力する。その際、講座及び基金に寄付者名や寄付企業名を付し、特典を提供するなどの制度を設ける。
	-1-(2)-	研究生・科目等履修生等、非正規生の増加を図るため、制度についての広報活動を積極的に行う。
資産の効率的・効果的運用を図るための方策	-3-	本学全体の資産を見直し、有効利用化を検討する。
	-3-	施設・備品・実験用器具等の共同利用が可能な資産は、可能な限り共同利用し、利用効率の改善を図る。
	-3-	施設等を設置する際には、キャンパスの美化に資するデザイン、ソーラーパネルの設置等、環境への配慮、遊び談話空間等の快適さに十分配慮し、資金調達や管理面においては、PFIを導入する等の検討を行う。

自己点検・評価の実施事項等	中期計画との対応	
	-3-	学内施設を積極的に開放し、地域社会への貢献を図り、利用効率を改善する。さらに、学内ホームページ等により、開放状況を積極的に広報する。
管理的経費を抑制するための方策	-2-	本学全体の業務を十分に分析、吟味し、さらに外部委託が可能な業務については、費用対効果を考慮の上、外部委託を推進する。
	-2-	光熱水費、消耗品費、旅費交通費等について、経費の抑制が可能な方策を見直し、該当する経費は、あらゆる観点からの節約削減策を講じる。
(2) 適切な財務計画の策定とその履行		
適切な財務計画の策定と関係者への明示	-1-(6)- -ア	平成16年度に予算編成方針の策定支援、予算原案の調整、予算実績の差異分析等を担当する事務組織を設け、また、予算案の審議及び調整する委員会を設置する。
	-1-(6)- -イ	適切な予算管理システム設計のため、管理会計等専門分野の人材を、外部を含めて参画させたプロジェクトチームを平成16年度に発足させる。
	-1-(6)-	毎年、学長が戦略的な見地から予算編成方針を提示し、上記の委員会で各部門からの部門予算原案との整合性について企画・立案を行う。
	-3-	施設等を設置する際には、キャンパスの美化に資するデザイン、ソーラーパネルの設置等、環境への配慮、遊び談話空間等の快適さに十分配慮し、資金調達や管理面においては、PFIを導入する等の検討を行う。
	-3-	施設の要修繕箇所を把握し、計画的に懸案を解消するため優先順位を整理の上、適切な財源の確保や効果的な方策を講じる。
	-3-	潜在するリスクに対する予防的な施設の点検、保守、修繕等を効果的に実施する。
	-3-	施設の新増築や修繕の計画において、教育や研究・実験レベルに見合った機能水準を設定し、イニシャルコスト及びランニングコストについて検討する。
	-3-	平成17年度末までに、施設の巡回点検及び利用者の安全性、信頼性に関する意見聴取を実施し、その劣化状況・修繕方法とこれに要する費用の総額を把握する。
適切な収支の確保		
明示された方針に基づく適切な資源配分の実施	-1-(6)-	予算実績比較をできるだけ短期に行い、PDCA(Plan計画-Do実施-Check差異分析-是正措置)の徹底を図る
(3) 財務諸表の公表と適切な監査の実施		
財務諸表の公表		
適切な会計監査の実施	-1-(7)-	会計規程に基づいた本学全体の業務及び財産の実態を把握し、適切な内部牽制制度を確立する。
	-1-(7)-	業務の内部監査機能を充実するため、業務執行部門から独立した学長直属の組織を平成16年度に設置する。
<b>9. 管理運営</b>		
(1) 管理運営体制及び事務組織の整備		
管理運営のための組織及び事務組織の規模と機能の適切さ	-1-(1)	学長の発案に対して、全学的な観点から検討し、企画立案するために、平成16年度に学長を補佐する組織を設置する。
	-1-(3)-	各種委員会等の審議機関に、当該審議に係る所掌の事務職員を構成員として配置する制度設計を行う。
	-1-(3)-	専門的知識を有する幹部職員が、積極的に法人運営に参画できる運営体制を検討する。
	-4-(3)-	全学的に組織及び事務職員配置を見直し、学長の政策決定支援、企画立案、財務、地域貢献、産学官連携、修学指導、就職指導、入学者選抜等の業務に重点的に対応できる組織及び事務職員配置に改める。
	-3-(6)	本学にふさわしい組織編成・重点整備についての方針を定め、その進捗状況を評価する。
効果的な意志決定の遂行という点から見た管理運営組織の適切さ	-1-(2)-	法務、財務、労務に関わる高度な専門性を必要とする担当部門について検討を行う。
	-1-(2)-	運営組織の変革に伴い、平成16年度に既存の各種委員会のあり方を見直す。
運営組織への有識者・専門家の登用について適切な人材を得るための制度の構築	-1-(4)	運営組織への有識者・専門家の登用について、適切な人材を得るための制度を研究する。
	-3-(5)-	教育行政、大学経営等に関する知識・経験が豊富な人材を養成し、あるいは登用するために、民間企業、他の独立行政法人、政府各省庁等との人事交流における制度上の諸問題を研究する。
特殊な能力・技能を持った事務職員を民間等から採用するための制度の構築	-3-(5)-	一般的に行われる職員採用試験とは別に、教育・研究に関する施策を実施する上で必要な特殊な能力・技能を持った事務職員を、法人独自の判断で民間等から選考採用するために必要な制度を検討する。

自己点検・評価の実施事項等	中期計画との対応	
事務の効率化のための措置	-4-(1)-	平成20年度末までに事務職員の採用・養成・研修及び人事交流についての共同業務処理のシステムを完成する。
	-4-(1)-	志願者数の確保等のための大学説明会等を共同で実施するシステムについて検討する。
	-4-(2)-	効率化、合理化のための外注化を推進する。
	-4-(2)-	平成20年度末までに、事務処理のIT化、ペーパーレス化を推進する。
学生、教職員、学外関係者のニーズの把握と管理運営への反映		
監事の適切な役割遂行		
管理運営に関わる職員の資質向上のための組織的取組	-3-(1)-	事務職員の能力開発や専門性向上のための研修を「社団法人国立大学協会」等と連携して実施する。
	-4-(3)- ア	平成17年度末までに、国立大学法人の業務内容と適切に対応した事務職員の学内・外の研修プログラムを確立する。
	-4-(3)- イ	平成18年度末までに、事務職員の意欲を向上させるための透明性のある人事システムを確立する。
国立大学間の自主的な連携・協力体制を構築するための方策	-1-(5)	北海道地区の学長会議及び副学長会議等を開催し、意見交換し、大学運営に反映させる。
(2) 管理運営に関する方針の明確化とそれに基づく諸規定の整備		
管理運営に関する方針の明確化とそれに基づく諸規定の整備		
適切な意思決定のための(大学の目的、計画、活動状況に関する)データ・情報の蓄積とそれへの構成員のアクセスのためのシステムの構築		
(3) 教員の人事評価システムの構築	-3-(1)-	教員がインセンティブを高めるのに資するシステムという観点から、教員の人事評価システムを検討する組織を設置する。
(4) 柔軟で多様な事務職員の人事制度の構築、教職員の勤務環境の整備	-3-(2)-	事務職員のジェンダーバランスに十分配慮するとともに、機動性、戦略性、柔軟性に富む任用システムを検討し、実現を図る。
	-3-(2)-	種々の職務の特殊性に鑑み、多様な勤務形態が可能となるよう検討し、実現を図る。
	-3-(7)	託児所設置を含む、教職員が働きやすい環境について検討する。
(5) 大学の総合的な状況に関する自己点検・評価の実施とその結果の公表		
すべての大学組織単位による自己点検・評価実施体制の整備	-1-(1)	平成18年度末までに、評価項目の選定等について、広く学内外の意見を聴取するための制度を構築するとともに、緊急性・重大性・即効性の見地から、評価の重点課題の選定を行う。
自己点検・評価結果の学生、教職員及び社会への公表	-2-	本学の使命、教育内容、研究活動、社会貢献活動、入学、卒業後の進路等に関する情報をはじめ、中期目標、中期計画、財務内容、管理運営及び第三者評価の評価結果の情報等を種々の媒体を通じてわかりやすく積極的に提供する。
	-2- ア	様々な情報を適切かつ積極的に公開・提供するための、基本的な広報戦略を策定するため、学外者を含めた情報公開を推進する委員会を設置する。
	-2- イ	上記広報戦略を実施し、学内の様々な情報をわかりやすく公開・提供するため、広報担当部門を設ける。
	-2- ア	広報誌、ホームページ等の様々な広報媒体に関して地域社会のニーズを把握するため、アンケート調査を企画、実施する。
	-2- イ	多様な外国語による海外への情報発信を充実・強化する。
自己点検・評価結果の外部の者による検証を実施するための体制の整備		
評価結果をフィードバックするシステムの整備	-1-(2)-	平成19年度末までに、評価結果を大学運営の改善に活用するためのフィードバック・システムを構築する。
	-1-(2)-	平成20年度末までに、本学と同じような状況や立場にあると思われるいくつかの大学に対する評価結果を調べ、本学の結果との比較検討を行い、改善措置を講ずる。
<b>10. 情報公開等の推進</b>		
(1) 大学情報の積極的な公開・提供	-2-	本学の使命、教育内容、研究活動、社会貢献活動、入学、卒業後の進路等に関する情報をはじめ、中期目標、中期計画、財務内容、管理運営及び第三者評価の評価結果の情報等を種々の媒体を通じてわかりやすく積極的に提供する。
(2) 情報公開及び広報活動の推進のための体制の整備・充実	-2- ア	様々な情報を適切かつ積極的に公開・提供するための、基本的な広報戦略を策定するため、学外者を含めた情報公開を推進する委員会を設置する。
	-2- イ	上記広報戦略を実施し、学内の様々な情報をわかりやすく公開・提供するため、広報担当部門を設ける。

自己点検・評価の実施事項等	中期計画との対応	
(3) 社会のニーズに適切に対応した効果的な広報戦略の策定	-2- -ア	広報誌，ホームページ等の様々な広報媒体に関して地域社会のニーズを把握するため，アンケート調査を企画，実施する。
	-2- -イ	多様な外国語による海外への情報発信を充実・強化する。
<b>11.安全管理</b>		
(1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策の策定・実施	-2-(1)-	労働安全衛生法等に基づき，学内諸規程の見直しと整備を図り，ガイドラインや安全点検マニュアルを整備する。また安全管理に関する責任部署を明確化し，点検マニュアルによる点検を定期的に行う。
	-2-(1)-	平成16年度に施設，備品，傷害，事故等に備え，保険加入を促進する。
	-2-(1)-	毒物・劇物の取り扱いについて既定の要項を再点検するとともに，要項に準拠した管理方法が行われているかを確認するため，平成16年度に点検マニュアルを整備し，定期的に点検を行う。
(2) 学生・教職員の安全確保等に関する具体的方策の策定・実施	-2-(2)-	様々な媒体を通じて，安全意識の啓蒙に努めるとともに，学内メール等による学生等からの問題点の指摘や，相談のための窓口を平成16年度に設ける。
	-2-(2)-	学生・教職員の安全意識向上のため，防火訓練，防災訓練，救急救命訓練等を実施する。
	-2-(2)-	学生・教職員の傷害事故，自動車事故等に備え，保険加入を促進する。
	-2-(2)-	万が一の事故に備え，学長をトップとするリスク管理体制を平成17年度末までに整備し，また，リスク管理の在り方についての研究を行う。